

新型コロナウイルス等感染症対策調査特別委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 令和3年2月16日（火）

午前10時00分 開会

午前11時10分 閉会

○ 場 所 第3常任委員会室

○ 出席委員（12名）

委員長	呉屋 等
委員	伊佐文貴
委員	上里広幸
委員	濱元朝晴
委員	知念秀明
委員	桃原 朗

副委員長	伊佐哲雄
委員	又吉 亮
委員	宮城 力
委員	宮城 司
委員	屋良千枝美
委員	伊波 一男

議長	上地安之
----	------

○ 欠席委員（0名）

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（0名）

○ 参考人（0名）

○ 議会事務局職員出席者（2名）

庶務課長	仲村厚子
------	------

主任主事	渡嘉敷真
------	------

○ 協議案件

今後の日程について

政策提言（案）について

その他

新型コロナウイルス等感染症対策調査特別委員会 会議録（要旨）

令和3年2月16日（火）

○呉屋等 委員長 ただいまから新型コロナウイルス等感染症対策調査特別委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時00分）

【協議事項】

今後の日程について

○呉屋等 委員長 政策提言に向けたスケジュール案について各委員から御意見を伺いたい。まず、資料について事務局から説明させたい。

（議会事務局、資料の説明を行う。）

○呉屋等 委員長 ただいま説明のあったとおり、2月26日の定例会初日または3月3日の定例会2日目に市長へ政策提言を提出する方向で進めたいが、各委員からの御意見を伺いたい。

（「異議なし」という者あり）

【協議事項】

政策提言（案）について

○呉屋等 委員長 先ほど、提言の時期について決定したが、期日が迫っていることから、委員長及び副委員長で原案を作成した。内容を事務局に説明させたい。

（議会事務局、資料の説明を行う。）

○呉屋等 委員長 各委員からの御意見を伺いたい。

○濱元朝晴 委員 表題について、原案では「新型コロナウイルス感染症拡大に係る政策等の提言について」と記載されているが、「新型コロナウイルス感染症拡大に係る第2弾政策等の提言について」に修正していただきたい。また、生活困窮世帯を支援する団体等は、コロナ禍によって支援世帯が増加し、自腹で支援を行わざるを得ない状況であるため、当該団体等への支援についての項目を新設していただきたい。

○伊佐文貴 委員 7番目のマリンスポーツ事業者への支援については、既に市が取り組んでいる事業でもあるため、削除すべきか各委員の御意見を伺いたい。

○伊波一男 委員 マリンスポーツ関連事業は観光客の減少等により打撃を受けており、苦しい状況が続くと予想されるため、今後のために項目は残していただきたい。

- 又吉亮 委員 裏面の上から3行目、「新規需要開拓」は「新規販路開拓」のほうが適切であると考え、修正していただきたい。
- 知念秀明 委員 7番目の項目について、マリンスポーツ事業者のうちダイビング関連の事業者はサンゴの移植や市民向けダイビングライセンス取得等の事業を委託されているが、ジェットスキーやバナナボート等、その他のマリンスポーツ事業者は支援を受けられていない状況であるため、そこまでカバーできるような提言とすべきではないか。
- 濱元朝晴 委員 県へ提出した意見書では、7番の項目は「マリンスポーツ事業者を含めた観光関連事業者への支援」としていたため、政策提言においてもそのように記載していただきたい。
- 呉屋等 委員長 ただいま提案していただいた内容を含め、各会派での調整を行っていただきたい。また、次回の委員会は2月18日の午後2時から開会し、健康推進部からワクチン接種に係る取組について説明を聴取してまいりたい。その際、政策提言（案）への御意見があれば合わせて伺いたい。
- （「異議なし」という者あり）
-

【協議事項】

その他

- 呉屋等 委員長 昨日の各派代表者会議について議長から内容を御報告いただいた。
- 上地安之 議長 議員研修のタイトル、日程、内容、講師のプロフィール等が紹介され、本会議場で全議員を対象とした研修を行うことが承認された。代表者会議終了後、岸本一徳議員から研修を職員にも傍聴していただいではどうかとの提案があり、各会派から了承を頂いたところである。
- 呉屋等 委員長 去る2月2日、県へ意見書を提出したことについて報告したい。県の対応者は大城玲子保健医療部長であった。現場が大変多忙とのことで15分間という限られた時間ではあったが、ワクチン接種に関し、県医師会を通じて医師との調整をしていただきたい等の意見を述べた。部長からは、そのような御意見があることは把握しているとの発言や、2月5日にディープフリーザー23台を医療従事者向けに搬入するとの報告があった。また、市議会が意見書で要請した項目に含まれていたPCR検査を低価格で受けることができる体制について、本日、県民の自己負担約2,000円で検査を受けられる助成制度について報道がなされた。
- 桃原朗 委員 意見書について、県から書面で回答を頂くべきではないか。

○**議会事務局** 意見書は、地方自治法第99条により、国会及び関係行政庁に対して送付できるとされているが、意見書を受けた関係行政庁等が回答を行う義務までは規定されていないため、相手方の任意による。これまで、意見書や決議を直接要請する場合は、事前に内容を相手方に通知し、要請の際に口頭で回答を頂くのが通例となっている。

○**呉屋等 委員長** 意見書に対する回答を書面で頂くことについては、今後の課題として検討させていただきたい。

○**桃原朗 委員** ぜひ、検討していただきたい。

○**呉屋等 委員長** 以上をもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

閉会時刻（午前11時10分）